

## 議会サポーター委嘱の考え方について

### 1 課題

- (1) 何年も接点のないサポーターへの対応
- (2) 追加委嘱の検討

### 2 対応案

- (1) サポーターは必要に応じてアドバイス等を受ける存在なので、設置要綱（第5条・第6条）に規定するとおり、先方から辞退の申し出がなければ、継続することを原則とする。
- (2) 佐藤 淳氏（青森大学社会学部教授）を追加候補として、次回（令和6年度予定）の研修講師依頼の際に打診し内諾後、改めて議会で合意形成を図り委嘱する。
- (3) (2)の委嘱に併せて、現行要綱（第3条）を改正し、定員を現状と整合させる。

## 令和5年度芽室町議会サポーター一名簿

氏名	職	備考
神原 勝	北海道大学名誉教授	継続 議会改革
宮脇 淳	株式会社日本政策総研理事長	継続 議会改革
江藤 俊昭	大正大学社会共生学部公共政策学科教授	継続 議会改革
山崎 幹根	北海道大学公共政策大学院教授	継続 公共政策
中尾 修	前栗山町議会事務局長・早稲田大学マニフェスト研究所招聘研究員	継続 議会改革
石井 吉春	北海道大学公共政策大学院教授	継続 公共政策
若生 幸也	株式会社日本政策総研副理事長	継続 ICT等
土山希美枝	法政大学法学部政治学科教授	継続 公共政策

任期：令和5年7月1日～令和6年6月30日  
(敬称略・順不同)

## ○芽室町議会サポーター設置要綱

(平成24年3月30日制定)

(目的)

第1条 この要綱は、芽室町議会サポーター（以下「町議会サポーター」という。）を設置することにより、芽室町議会（以下「町議会」という。）の運営等に関し、有識者からの提言その他の意見を広く聴取し、町議会の運営等に反映させ、もって町議会の円滑かつ民主的な運営を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町民 本町の区域内に居住する者をいう。
- (2) 会議 町議会の本会議、常任委員会、特別委員会及び町議会議長（以下「議長」という。）の下に設置する組織等をいう。

(定員)

第3条 町議会サポーターの定員は、5人以内とする。ただし、議長が必要と認めるときは、増員することができる。

(委嘱)

第4条 町議会サポーターは、議会運営等に関する専門的な知識及び経験を有する人のうちから議長が委嘱する。

(任期)

第5条 町議会サポーターの任期は、1年とし、再任を妨げない。

(解任)

第6条 町議会サポーターが次の各号のいずれかに該当するときは、議長は当該町議会サポーターを解任できるものとする。

- (1) 町議会サポーターから辞任の申し出があったとき。
- (2) その他議長が必要と認めるとき。

(謝礼)

第7条 町議会サポーターは、無償とする。ただし、議長が必要と認めるときは、支給することができる。

(職務)

第8条 町議会サポーターは、次の各号に定める職務を行うものとする。

- (1) 議会運営全般に関する助言及び指導を行うこと。
- (2) 議会活性化全般に関する相談を行うこと。
- (3) その他議長が必要と認めること。

(庶務)

第9条 町議会サポーターに関する庶務は、議会事務局長が処理する。

(提言等の取扱)

第10条 町議会サポーターから提言等が提出されたときは、議長は必要に応じ関係する会議を開催し検討するものとする。

2 前項の規定による検討結果は、原則として当該提言等を提出した町議会サポーターに通知するとともに、議長が別に定める方法により町民に対し公表するものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。